

長野県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年10月29日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第12号**

長野県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会会議規則（昭和31年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

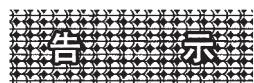
第5条第2項中「1回」を「2回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課



**長野県告示第511号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定（平成21年長野県告示第405号）により指定した区域の全部について、その指定を解除します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

水大気環境課

**長野県告示第512号**

農畜産業振興事業補助金交付要綱（平成20年長野県告示第302号）の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

別表第1の果実計画生産出荷促進資金造成事業の項の次に次のように加える。

りんご緊急需給調整特別対策事業	社団法人長野県果実生産出荷安定基金協会が行う緊急需給調整特別対策事業に要する経費	知事が定める額
-----------------	--	---------

園芸畜産課

**長野県告示第513号**

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱（昭和56年長野県告示第639号）の一部を次のように改正し、平成21年度の補助金から適用します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

第1ただし書を削る。

第2の表を次のように改める。

事業の種類	経 費	補 助 率
1 間伐等 森林整備 促進対策 事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人（分取林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。）、林業公社、施業受託者（5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立し、かつ、取組内容（施業委託契約、森林施業計画等）を地域の森林所有者等に公表している事業者をいう。以下同じ。）又は流域森林・林業活性化センターが間伐等森林整備促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 林業機械導入事業 ア 森林整備促進型 イ 緊急間伐促進型 (2) (1)の事業実施にための市町村附帯事務費	100分の40以内 100分の45以内 100分の50以内
2 高性能 林業機械 等導入事 業	地域協議会構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体、森林整備法人、林業公社、施業受託者又は流域森林・林業活性化センターが高性能林業機械等導入事業計画に基づいて行う事業に要する経費	定額

第3第1項第2号中「第2の表の1」を「第2の表の1及び2」に改め、同号ア中「変更」を「増額」に改め、同号イ中「事業種目の事業費を3割を超えて増減を」を「補助金額の3割を超えて減額」に改め、同号ウを削り、エをウとし、オからキまでを削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とする。

第4第2項中「、第2の表の1の事業にあつては」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 事業計画書

第4第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 収支予算書

第5中「第3第1項第2号から第4号まで」を「第3第1項第1号から第3号まで」に改め、同第5第1号中「第3第1項第2号のア及び同項第3号のア」を「第3第1項第2号ア及びイ」に改め、同第5第2号中「第3第1項第2号のイからキまで及び同項第3号のイ」を「第3第1項第2号ウ」に改め、同第5第3号中「第3第1項第4号」を「第3第1項第3号」に改める。

第7を削り、第8を第7とし、第9から第12までを第8から第11

までとする。

第13中「(木曽郡にあつては木曽農林振興事務所とし、市にあつては、その市に所在する地方事務所とする。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所とする。)」を削り、同第13を第12とする。

信州の木振興課

### 長野県告示第514号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年10月29日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量(砂防計画に伴う基準点測量)

2 作業期間

平成21年10月5日から平成21年11月30日まで

3 作業地域

大町市

建設政策課

### 長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年11月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月29日

長野県飯田建設事務所長 城之内 高志

1 道路の種類 県道

2 路線名 松川インター大鹿線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草7282番の73地先から下伊那郡大鹿村大字大河原36番の6地先まで	旧	m 5.5~47.0	km 1.8271
同上	新	m 5.5~47.0 ----- 8.5~47.0	km 1.8271 ----- 1.2500

道路管理課

### 長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年11月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月29日

長野県飯田建設事務所長 城之内 高志

1 路線名 松川インター大鹿線

2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村大草7282番の73地先から

上伊那郡中川村大草7309番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成21年10月30日

道路管理課

### 選告示第52号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成21年10月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「社会福祉法人孝明 特別養護老人ホ 安曇野市明科七貴3681  
ーム 孝明館 」

を

「有料老人ホーム せせらぎ 塩尻市宗賀1298-92

社会福祉法人孝明 特別養護老人ホ 安曇野市明科七貴3681  
ーム 孝明館 」

に改める。

選挙管理委員会